

平成十八年環境省令第一号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の全部を改正する省令を次のように定める。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第一百七号）の全部を次のように改正する。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（第一種動物取扱業の登録の申請等）

第二条 法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請は、様式第一による申請書を提出して行うものとする。

2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

二 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）及び第三条第六項に規定する使用人が法第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当しないことを示す書類

三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当しないことを示す書類

四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。）

イ ケージ等（動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ。）

ロ 照明設備（営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く。）

ハ 給水設備

ニ 排水設備

ホ 洗浄設備（飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。以下同じ。）

ヘ 消毒設備（飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう。以下同じ。）

ト 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

チ 動物の死体の一時保管場所

リ 餌の保管設備

ル 清掃設備

ロ 空調設備（屋外施設を除く。）

ヲ 遮光のため又は風雨を遮るための設備（ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。以下同じ。）

ワ 訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業（動物の訓練を業として行うことをいう。）を営もうとする者に限る。）

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 営業の開始年月日

二 法人にあつては、役員の氏名及び住所

三 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実

四 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員の氏名

五 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員

六 事業所に配置される職員の最低数

七 営業時間（特定成猫の展示を行う場合にあつては、営業時間及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号。以下「基準省令」という。）第二条第五号イ（一）に規定する特定成猫の展示時間）

5 都道府県知事は、法第十条第一項の登録をしたときは、申請者に対し様式第二による登録証を交付しなければならない。

6 第一種動物取扱業者は、登録証を亡失し、若しくはその登録証が滅失したとき又は法第十四条第二項の規定に基づく届出をしたときは、登録を受けた都道府県知事に申請をして、登録証の再交付を受けることができる。

7 前項の規定による登録証の再交付の申請は、様式第三による申請書を提出して行うものとする。

8 登録証の交付を受けた者は、その登録証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第六項の申請をした場合は、この限りでない。

9 登録証を有している者（第二号に掲げる場合にあつては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人）は、次に掲げる場合は、その日（登録を受けた者が死亡した場合にあつては、その事実を知った日）から起算して三十日を経過する日までの間に、登録証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

一 登録を取り消されたとき。

二 法第十六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第六項の規定により登録証の再交付を受けた後において、亡失した登録証を発見し、又は回復したとき。

(犬猫等健康安全計画の記載事項)

第二条の二 法第十条第三項第二号の環境省令で定める事項は、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示の方法とする。

(第一種動物取扱業の登録の基準)

第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有していること。

二 販売業(動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者であつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第四号及び第七号からへまでに定める内容に適合していること。

三 貸出業(動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者であつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第七号ハ、ニ、ト及びリに定める内容に適合していること。

四 事業所ごとに、一名以上の常勤の職員が当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること。

五 事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。

イ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験があること。

ロ 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育するもの(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による専門職大学であつて、当該知識及び技術について一年以上教育するもの(前期課程を修了していることを含む。))。

ハ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によつて、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

六 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員は、前号イからへまでに掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

七 事業内容及び実施の方法にかんがみ事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する見込みがあること。

八 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、事業所ごとに基準省令第二条第二号に定める動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項に適合する員数の従業者を確保する見込みがあること。

2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

一 飼養施設は、第二条第二項第四号イからロまでに掲げる設備等を備えていること。

二 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあつては、その侵入を防止できる構造であること。

三 床、内壁、天井及び付属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。

四 飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に依りて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。

五 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。

六 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。

七 飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。

イ 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。

ロ 底面は、ふん尿等が漏れいししない構造であること。

ハ 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。

ニ 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。

ホ 動物によつて容易に損壊されない構造及び強度であること。

八 構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。

九 犬又は猫の飼養施設は、前各号に掲げるもののほか、基準省令第二条第一号に定める飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項に適合するものであること。

十 犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間(午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。)に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること(販売業、貸出業又は展示業(動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。))を営もうとする者であつて夜間に営業しようとする者に限る。ただし、特定成猫(次のいずれにも該当する猫をいう。以下同じ。))の飼養施設については、夜間のうち展示を行わない間に当該措置が講じられていること(販売業、貸出業又は展示業を営もうとする者であつて夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。))。

イ 生後一年以上であること。

ロ 午後八時から午後十時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。

3 法第十二条第一項の幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 犬猫等健康安全計画が、第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準、前項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準並びに基準省令第二条の基準に適合するものであること。

二 犬猫等健康安全計画が、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持の確保上明確かつ具体的であること。

三 犬猫等健康安全計画に定める販売の用に供することが困難になった犬猫等の取扱いが、犬猫等の終生飼養を確保するために適切なものであること。

4 法第十二条第一項第七号の環境省令で定める者は、精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

5 法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者として登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分しないことの決定をする日までの間に法第十六条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者（解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

二 前号の期間内に法第十六条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たるとする日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しないもの

6 法第十二条第一項第八号及び第九号の環境省令で定める使用人は、法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請をした者の使用人であつて、同条第二項第二号の事業所の業務を統括する者とする。

（第一種動物取扱業の登録の更新）

第四条 法第十三条第一項の規定による登録の更新の申請は、当該登録の有効期間が満了する日の二月前から有効期間が満了する日までの間（以下この条において「更新期間」という。）に、様式第四による申請書を提出して行うものとする。

2 二以上の第一種動物取扱業の登録を受けている者であつて、当該二以上の登録のうち前項の規定により登録の更新を申請することができるもの（次項において「更新期間内登録」という。）の登録の更新を申請するものは、前項の規定にかかわらず、他の第一種動物取扱業の登録に係る更新期間前の更新の申請を同時に行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により更新期間前の登録の更新の申請があつた場合には、当該登録の更新をすることができ、更新期間前に登録の更新がされた第一種動物取扱業の登録の有効期間は、更新期間内登録が更新された場合における当該更新期間内登録の有効期間の起算日から起算するものとする。

4 第二項第五項の規定は、法第十三条第二項の登録の更新について準用する。

（第一種動物取扱業の登録の変更の届出）

第五条 法第十四条第一項の届出は、法第十条第二項第四号若しくは第三項第一号に掲げる事項を変更しようとする場合にあつては様式第五による届出書を、飼養施設を設置しようとする場合にあつては様式第六による届出書を、犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては様式第六の二による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 販売業者（登録を受けて販売業を営む者をいう。以下同じ。）又は貸出業者（登録を受けて貸出業を営む者をいう。以下同じ。）が法第十条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとする場合の様式第一別記により業務の実施の方法を明らかにした書類

二 飼養施設を設置しようとする場合 第二条第二項第四号に規定する書類

3 法第十四条第二項の規定による届出は、様式第七による届出書を提出して行うものとする。

4 法第十四条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 飼養施設の規模の増大であつて、その増大に係る部分の床面積が、法第十条第一項の登録を受けたとき（法第十四条第一項又は第二項の規定による届出をしたとき）にあっては、その届出をしたとき。この号及び次号において同じ。）から通算して、法第十条第一項の登録を受けたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

二 ケージ等、洗浄設備、消毒設備、汚物、残さ等の廃棄物の集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃設備、空調設備及び訓練場に係る変更であつて、次に掲げる事項に係る部分の床面積が、法第十条第一項の登録を受けたときから通算して、当該設備等を備える飼養施設の延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

イ 設備等の増設

ロ 設備等の配置の変更

三 照明設備又は遮光のため若しくは風雨を遮るための設備の増設及び配置の変更

四 第二条第二項第四号に掲げる設備等に係る変更であつて、現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの

五 飼養施設の管理の方法の変更

六 営業時間の変更であつて、その変更に係る部分の営業時間が、夜間に含まれないもの

5 法第十四条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法人である場合であつて、名称、住所又は代表者の氏名に変更があつた場合 第二条第二項第一号に規定する書類

二 法第十条第二項第三号に掲げる事項に変更があつた場合 第二条第二項第三号に規定する書類

三 法第十条第二項第六号イ又はロに掲げる事項に変更があつた場合 第二条第二項第四号に規定する書類

四 法人である場合であつて、役員に変更があつた場合 第二条第二項第二号に規定する書類

6 都道府県知事は、法第十四条第一項及び第二項に基づく変更の届出をした者に対し、前項の書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

7 法第十四条第三項の届出は、様式第七の二による届出書を提出して行うものとする。

（第一種動物取扱業の廃業等の届出）

第六条 法第十六条第一項の届出は、様式第八による届出書を提出して行うものとする。この場合において、有効期間内にある登録に係る登録証を有している場合は、これを添付しなければならない。

(標識の掲示)

第七条 法第十八条の標識の掲示は、様式第九により、次に掲げる事項を記載した標識を、事業所における顧客の出入口から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。ただし、事業所以外の場所で営業をする場合にあつては、併せて、様式第十により第一号から第五号までに掲げる事項を記載した識別章を、顧客と接するすべての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。

一 第一種動物取扱業者の氏名(法人にあつては名称)

二 事業所の名称及び所在地

三 登録に係る第一種動物取扱業の種類
登録番号

四 登録の年月日及び有効期間の末日

五 動物取扱責任者の氏名

六 動物取扱責任者の氏名

七 動物取扱責任者の氏名

八 動物取扱責任者の氏名

九 動物取扱責任者の氏名

十 動物取扱責任者の氏名

十一 動物取扱責任者の氏名

十二 動物取扱責任者の氏名

十三 動物取扱責任者の氏名

十四 動物取扱責任者の氏名

十五 動物取扱責任者の氏名

十六 動物取扱責任者の氏名

十七 動物取扱責任者の氏名

十八 動物取扱責任者の氏名

十九 動物取扱責任者の氏名

二十 動物取扱責任者の氏名

第八条の二 法第二十一条の四の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 品種等の名称

二 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報

三 平均寿命その他の飼養期間に係る情報

四 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

五 適切な給餌及び給水の方法

六 適切な運動及び休養の方法

七 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

八 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に属する動物に限る。)

九 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置(不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)

十 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

十一 性別の判定結果

十二 生年月日(輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等)

十三 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)

十四 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)

十五 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。)

十六 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等

十七 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によつても知ることが困難であるものを除く。)

十八 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

(動物取扱責任者の選任)

第九条 法第二十一条第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)第三条の免許を取得している者であること。

ロ 愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)第三条の免許を取得している者であること。

ハ 営もうとする第一種動物取扱業の種類ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験(常勤の職員として在職するものに限る。)又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、営もうとする第一種動物取扱業の種類に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること(学校教育法による専門職大学であつて、当該知識及び技術について一年以上教育するもの前期課程を修了していることを含む。)

ニ 営もうとする第一種動物取扱業の種類ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験(常勤の職員として在職するものに限る。)又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によつて、営もうとする第一種動物取扱業の種類に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

二 事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有すること。

(動物取扱責任者研修)

第十条 都道府県知事又は都道府県知事から動物取扱責任者研修の全部若しくは一部の実施を委託された者は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者等に通知するものとする。

2 前項の規定による開催の通知を受けた第一種動物取扱業者は、通知の内容を選任したすべての動物取扱責任者に対して遅滞なく連絡しなければならない。

3 第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する次に掲げる事項に関する動物取扱責任者研修を受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。

一 動物の愛護及び管理に関する法令(条例を含む。)

二 飼養施設の管理に関する方法

三 動物の管理に関する方法

四 前三号に掲げるもののほか、第一種動物取扱業者の業務の実施に関し都道府県知事が地域の実情に応じて必要と認める事項

(動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿の備付け)

第十条の二 法第二十一条の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該動物の品種等の名称

二 当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地、捕獲された動物にあつては当該動物を捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地及び当該動物を捕獲した場所)

三 当該動物の生年月日(輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等)

四 当該動物を所有し、又は占有するに至つた日

五 当該動物を当該動物販売業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地

六 当該動物の販売又は引渡しをした日

七 当該動物の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地

八 当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況

九 販売業者にあつては、当該動物の販売を行った者の氏名

十 販売業者にあつては、当該動物の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び基準省令第二条第七号へに掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況

十一 貸出業者にあつては、当該動物に関する基準省令第七条第七号に規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間

十二 当該動物が死亡(動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。)した日

十三 当該動物の死亡の原因

十四 前項に規定する事項を帳簿に記載する場合には、動物販売業者等(犬又は猫を取り扱う者に限る。)は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに当該事項を帳簿に記載するものとする。

十五 法第二十一条の五第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。

十六 前項に規定する保存は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)による記録に係る記録媒体により行うことができる。

十七 帳簿の保存に当たっては、取引伝票又は検案書等の当該帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類を整理し、保存するよう努めなければならない。

(動物販売業者等が取り扱う動物に関する届出)

第十条の三 法第二十一条の五第二項の届出は、次項の期間終了後六十日以内に、様式第十一の二による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第二十一条の五第二項の環境省令で定める期間は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

3 前項の期間は、新たに第一種動物取扱業者の登録を受けた場合にあつては、登録を受けた日から登録を受けた年度の三月三十一日までの期間とする。

4 法第二十一条の五第二項第二号及び第三号の数の報告に当たっては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする。

(犬猫等販売業者に対する検案書等の提出命令)

第十条の四 法第二十一条の六の規定による命令は、様式第十一の三による命令書を犬猫等販売業者に交付して行うものとする。

(第二種動物取扱業者の範囲等)

第十条の五 法第二十四条の二の二の飼養施設は、人の居住の用に供する部分と区分できる施設(動物(次項に規定する数を超えない場合に限る。)の飼養又は保管を、一時的に委託を受けて行う者の飼養施設を除く。)とする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める数は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 大型動物(牛、馬、豚、ダチョウ又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類若しくは鳥類に属する動物)及び特定動物の合計数 三

二 中型動物(犬、猫又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類、鳥類若しくは爬虫類に属する動物。ただし、大型動物は除く。)の合計数 十

三 前二号に掲げる動物以外の哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物の合計数 五十

四 第一号及び第二号に掲げる動物の合計数 十
五 第一号から第三号までに掲げる動物の合計数 五十

3 法第二十四条の二の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 国又は地方公共団体の職員が非常災害のために必要な応急措置としての行為に伴って動物の取扱いをする場合
- 二 警察職員が警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として動物の取扱いをする場合
- 三 自衛隊員が自衛隊の施設等又は部隊若しくは機関の警備に伴って動物の取扱いをする場合
- 四 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第四十条、第四十三条、第四十五条若しくは第四十六条の二又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合
- 五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合
- 六 税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）に基づく税関の業務に伴って動物の取扱いをする場合
- 七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
- 八 地方公共団体の職員が狂犬病予防法第六条又は第十八条の規定に基づいて犬を抑留する場合
- 九 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
- 十 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
- 十一 国又は地方公共団体の職員が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
- 十二 国の職員が少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第二十三条、婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第二条又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第八十四条の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

（第二種動物取扱業の届出等）

第十條の六 法第二十四条の二の二の届出は、様式第十一の四による届出書及びその写し一通を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 二 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（チからルまでにあつては、これらの施設を設置している場合に限る。）

イ ケージ等

ロ 給水設備

ハ 消毒設備

ニ 餌の保管設備

ホ 清掃設備

ヘ 遮光のため又は風雨を遮るための設備

ト 訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業（動物の訓練を業として行うことをいう。）を行おうとする者に限る。）

チ 排水設備

リ 洗浄設備

ヌ 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

ル 空調設備（屋外設備を除く。）

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第二十四条の二の二第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業の開始年月日

二 飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実

（第二種動物取扱業の変更の届出）

第十條の七 法第二十四条の三第一項の変更の届出は、様式第十一の五による届出書を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の三第一項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 主として取り扱う動物の種類及び数の減少であつて、第十条の五第二項各号に掲げる数を下回らないもの

二 飼養施設の規模の増大であつて、その増大に係る部分の床面積が、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたとき（法第二十四条の三第一項の規定による届出をしたとき）にあっては、その届出をしたとき。この号において同じ。）から通算して、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

三 第十条の六第二項第二号に掲げる設備等に係る変更であつて、当該設備等の増設及び配置の変更並びに現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの

3 法第二十四条の三第二項の届出は、法第二十四条の二の二第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは様式第十一の六による届出書を、届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは様式第十一の七による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業の廃業等の届出)

第十条の八 法第二十四条の四第一項において準用する法第十六条第一項の廃業等の届出は、様式第十一の八による届出書を提出して行うものとする。

第十条の九 削除

(犬猫等の譲渡しを業として行う第一種動物取扱業者が取り扱う動物に関する帳簿の備付け)

第十条の十 第十条の二(第一項第八号から第十号まで及び第五項を除く。)の規定は、法第二十四条の四第二項の規定により法第二十一条の五第一項の規定が準用される場合における犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第十条の二第二項第四号中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、同項第五号中「動物販売業者等」とあるのは「第二種動物取扱業者」と、「販売した者又は譲渡した者」とあるのは「譲渡した者」と、「登録番号又は引渡し」とあるのは「譲渡し」と、同項第七号中「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第六号中「販売又は引渡し」とあるのは「譲渡し」と、同項第七号中「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第十一号中「貸出業者にあつては、当該」を「当該」と、「基準省令第二十一条第七号ト」とあるのは「基準省令第三条第七号ロ」と、「実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間」とあるのは「実施状況」と、同項第十二号中「動物販売業者等」とあるのは「犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者」と、同条第二項中「動物販売業者等(犬又は猫を取り扱う者に限る。）」は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに」とあるのは「その所有する動物の個体ごと」と読み替えるものとする。

(第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る立入検査の身分証明書)

第十一条 法第二十四条第二項(法第二十四条の二第四項において準用する場合及び法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

(周辺の生活環境が損なわれている事態)

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民(以下「周辺住民」という。)の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となつていと認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音

二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気

三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛

四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(虐待を受けるおそれがある事態)

第十二条の二 法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。

二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。

三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。

四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。

五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。

六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

(周辺の生活環境の保全等に係る立入検査の身分証明書)

第十二条の三 法第二十五条第六項において準用する法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第十二の二のとおりとする。

(飼養又は保管の禁止の適用除外)

第十三条 法第二十五条の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう。)において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合

二 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴つて特定動物の飼養又は保管をする場合

三 警察法第二条第一項に規定する警察の責務として特定動物の飼養又は保管をする場合

四 家畜防疫官が狂犬病予防法第七条、家畜伝染病予防法第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴つて特定動物の飼養又は保管をする場合

五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴つて特定動物の飼養又は保管をする場合

六 税関職員が関税法第七十条に基づく税関の業務に伴つて特定動物の飼養又は保管をする場合

七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴つて特定動物の飼養又は保管をする場合

八 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律の規定に基づく業務に伴つて特定動物の飼養又は保管をする場合

九 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく業務に伴つて特定動物の飼養又は保管をする場合

十 国の職員が遺失物法(平成十八年法律第七十三号)の規定に基づく業務に伴つて特定動物の飼養又は保管をする場合

十一 法第二十六条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る都道府県知事が管轄する区域の外において、三日を超えない期間、当該許可に係る特定飼養施設により特定動物の飼養又は保管をする場合（当該飼養又は保管を行う場所を管轄する都道府県知事に、飼養又は保管を開始する三日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに様式第十三によりその旨を通知したものに限り。）

十二 法第二十六条第一項の許可を受けた者が死亡し、又は解散に至った場合で、相続人又は破産管財人若しくは清算人が、死亡し、又は解散に至った日から六十日を超えない範囲内で、当該許可に係る特定動物の飼養又は保管をする場合（特定動物の飼養又は保管を行う目的）

第十三条の二 法第二十六条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるものとする。

- 一 動物園その他これに類する施設における展示
- 二 試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用
- 三 生業の維持
- 四 次に掲げる要件に該当する特定動物の個体の飼養若しくは保管に係る許可の有効期間の満了又は当該許可に係る法第二十六条第二号から第七号までに掲げる事項の変更（イに該当する特定動物の飼養又は保管の許可に係る都道府県知事が管轄する同一の区域内における同項第四号に掲げる事項の変更を除く。）の際現に当該許可を受けた者が飼養又は保管をしている当該個体に係る愛玩又は鑑賞
 - イ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号。以下「令和元年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた令と元年改正法第一条の規定による改正前の法第二十六条第一項の規定による許可に係る特定動物
 - ロ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第五十二号）第三条第五項前段の規定による許可に係る特定動物

五 法第二十六条第一項の許可を受けて特定動物の飼養又は保管を行う者が死亡した場合であつて、当該者が死亡した日から六十日を経過した後において相続人が行う当該個体の飼養又は保管

六 前各号に掲げるもののほか、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することその他公益上の必要があると認められる目的（許可の有効期間）

第十四条 法第二十六条第一項の許可の有効期間は、特定動物の種類に応じ、五年を超えない範囲内で都道府県知事が定めるものとする。

（飼養又は保管の許可の申請）

第十五条 法第二十六条第二項の許可の申請は、特定飼養施設の所在地ごとに様式第十四による申請書を提出して行うものとする。

2 法第二十六条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図
- 二 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が法第二十七条第一項第三号のイからハまでに該当しないことを説明する書類
- 三 申請に係る特定動物に既に第二十条第三号に定める措置が講じられている場合にあつては、当該措置の内容ごとに次に定める書類
 - イ マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。以下同じ。）による場合 獣医師又は行政機関が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書
 - ロ 脚環による場合（鳥綱に属する動物に限る。） 当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真

四 特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類（第四項第三号の管理責任者以外に特定動物の飼養又は保管を行う者がいる場合に限る。）

五 特定飼養施設の保守点検に係る計画

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第二十六条第二項第八号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 申請に係る特定動物の飼養又は保管を既に行っている場合における当該特定動物の数及び当該特定動物に係る第二十条第三号に規定する措置の内容に係る情報
- 二 法人にあつては、役員の氏名及び住所
- 三 特定動物の管理責任者

5 都道府県知事は、法第二十六条第一項の許可をしたときは、申請者に対し様式第十五による許可証を交付しなければならない。

6 特定動物飼養者は、許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は法第二十八条第三項の規定に基づく届出をしたときは、当該許可に係る都道府県知事に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。

7 前項の規定による許可証の再交付の申請は、様式第十六による申請書を提出して行うものとする。

8 許可証の交付を受けた者は、その許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第六項の申請をした場合は、この限りでない。

9 許可証を有している者（第二号に掲げる事由が発生した場合にあつては、相続人、消滅した法人を代表する役員であつた者又は破産管財人若しくは清算人）は、次に掲げる事由が発生した場合は、その事由が発生した日（許可を受けた者が死亡した場合にあつては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

- 一 許可を取り消されたとき。
- 二 許可を受けた者が死亡し、合併し、若しくは分割し（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）、又は解散したとき。

三 第六項の規定により許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
(飼養又は保管の廃止の届出)

第十六条 特定動物飼養者は、第十四条の許可の有効期間が満了する前に特定動物の飼養又は保管をやめたときは、様式第十七により、許可を受けた都道府県知事にその旨を届け出ることができる。この場合において、有効期間内にある許可に係る許可証を有している場合は、これを添付しなければならない。

2 前項の届出があつた場合には、当該届出に係る許可は、都道府県知事が当該届出を受理した日に、その効力を失う。
(許可の基準)

第十七条 法第二十七条第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。

イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。

ロ 申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であつて、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあつてはこの限りでない。

ハ イ及びロに定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であつて、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあつてはこの限りでない。

二 特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不相当と認められないこと。

三 特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置が、次のいずれかに該当すること。

イ 譲渡先又は譲渡先を探すための体制の確保

ロ 殺処分(イを行うことが困難な場合であつて、自らの責任においてこれを行う場合に限る。)

(変更の許可)

第十八条 法第二十八条第一項の変更の許可の申請は、様式第十八による申請書を提出して行うものとする。

2 法第二十六条第二項第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとする場合にあつては、前項の申請書に、変更後の特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図を添付するものとする。

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第二十八条第一項の環境省令で定める軽微な変更は、特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合の措置の変更であつて、前条第三号ロに掲げる措置から同号イに掲げる措置への変更とする。

5 第十五条第五項から第九項までの規定は、法第二十八条第一項の変更の許可について準用する。

(変更の届出)

第十九条 法第二十八条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法人にあつては、役員の氏名及び住所

二 特定動物の管理責任者

2 法第二十八条第三項の届出は、様式第十九による届出書を提出して行うものとする。

(飼養又は保管の方法)

第二十条 法第三十一条の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 特定飼養施設の点検を定期的に行うこと。

二 特定動物の飼養又は保管の状況を定期的に確認すること。

三 特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること(既に当該措置が講じられている場合を除く。)

四 前各号に掲げるもののほか、環境大臣が定める飼養又は保管の方法によること。

(特定動物に係る立入検査の身分証明書)

第二十一条 法第三十三条第二項において準用する法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第二十一のとおりとする。

(犬又は猫の所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)

第二十一条の二 法第三十五条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

一 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合

二 引取りを繰り返し求められた場合

三 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であつて、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合

四 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合

五 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であると認められない理由により引取りを求められた場合

六 あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つめるための取組を行っていない場合
 七 前各号に掲げるもののほか、法第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合
 (所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)
第二十一条の三 法第三十五条第三項において読み替えて準用する同条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 一 周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合
 二 引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合
 (マイクロチップの装着)

第二十一条の四 法第三十九条の二第一項のマイクロチップを装着する者は、次のいずれかに該当する者とする。
 一 獣医師法第三条の免許を取得している者
 二 愛玩動物看護師法第三条の免許を取得している者

2 法第三十九条の二第一項の環境省令で定める基準は、国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号とする。

3 法第三十九条の二第一項の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。

一 犬又は猫に既にマイクロチップが装着されていること。
 二 犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあること。

(マイクロチップ装着証明書)

第二十一条の五 法第三十九条の三第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 犬又は猫の名
- 二 犬又は猫の別
- 三 犬又は猫の品種
- 四 犬又は猫の毛色
- 五 犬又は猫の生年月日
- 六 犬又は猫の性別
- 七 前六号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項
- 八 マイクロチップの装着日
- 九 マイクロチップを装着した施設名及び所在地(診療施設にあつては、獣医療法施行規則(平成四年農林水産省令第四十四号)第一条第一項第三号に規定する開設の場所)
- 十 マイクロチップを装着した施設電話番号
- 十一 マイクロチップを装着した獣医師(マイクロチップの装着について指示をした獣医師がいる場合にあつては、当該獣医師を、愛玩動物看護師がマイクロチップを装着した場合にあつては、当該愛玩動物看護師に対して指示をした獣医師を含む。第三項において同じ。)の氏名

2 法第三十九条の三第二項のマイクロチップ装着証明書の様式は、様式二十二のとおりとする。

3 犬又は猫の所有者は、法第三十九条の五第一項の登録前において、マイクロチップ装着証明書を亡失し、又はマイクロチップ装着証明書が滅失したときは、マイクロチップを装着した獣医師に依頼して、マイクロチップ装着証明書の再交付を受けることができる。

4 マイクロチップ装着証明書の発行を受けることができないう場合において、獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書は、マイクロチップ装着証明書とみなす。

(取外しの禁止)

第二十一条の六 法第三十九条の四の環境省令で定めるやむを得ない事由は、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。ただし、当該事由によりマイクロチップを取り外した場合、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。

(登録等)

第二十一条の七 法第三十九条の五第二項の登録の申請は、様式二十三による申請書を提出して行うものとする。

2 法第三十九条の五第二項第三号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 申請日
- 二 個人又は法人の別
- 三 登録を受けようとする者の電子メールアドレス
- 四 犬又は猫の名
- 五 犬又は猫の別
- 六 犬又は猫の品種
- 七 犬又は猫の毛色
- 八 犬又は猫の生年月日

- 九 犬又は猫の性別
 十 前六号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項
 十一 狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第四条の登録年月日及び登録番号
 十二 登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合は、申請書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、担当者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号
 十三 登録を受けようとする者が動物取扱業者である場合、第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者の別
 十四 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者である場合、その業種
 十五 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者である場合、第一種業種別登録番号
 十六 登録を受けようとする犬又は猫の親の雌犬又は雌猫にマイクロチップが装着されている場合、当該親の雌犬又は雌猫に装着されているマイクロチップの識別番号
 3 法第三十九条の第五項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の登録証明書の様式は、様式二十四のとおりとする。
 4 法第三十九条の第五項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号
 二 登録日
 三 法第三十九条の五第八項の規定による届出、法第三十九条の六第一項の規定による変更登録又は第三十九条の八の規定による届出に必要な暗証記号（アラビア数字若しくはローマ字又はこれらの組合せによるものに限る。）
 四 犬又は猫の別
 五 犬又は猫の品種
 六 犬又は猫の毛色
 七 犬又は猫の生年月日
 八 犬又は猫の性別
 5 法第三十九条の五第六項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する登録証明書の再交付の申請は、様式二十五による再交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。
 6 法第三十九条の五第七項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める期間は、四十年とする。
 7 法第三十九条の五第八項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号並びに登録又は変更登録を受けた犬又は猫の所在地
 二 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
 三 犬又は猫の名
 四 犬又は猫の毛色
 五 前二号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項
 六 マイクロチップの識別番号
 七 登録事項の変更の場合にあっては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）
 8 法第三十九条の五第八項の規定による届出は、様式二十六による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。
 （変更登録）
 第二十一条の八 法第三十九条の六第一項の変更登録は、様式二十七による申請書を環境大臣に提出して行うものとする。
 （狂犬病予防法の特例）
 第二十一条の九 法第三十九条の七第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地
 二 登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号
 三 登録又は変更登録日
 四 個人又は法人の別
 五 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
 六 登録又は変更登録を受けた犬の名
 七 登録又は変更登録を受けた犬の品種
 八 登録又は変更登録を受けた犬の毛色
 九 登録又は変更登録を受けた犬の生年月日
 十 登録又は変更登録を受けた犬の性別
 十一 前五号に掲げるもののほか登録又は変更登録を受けた犬の特徴となるべき事項

- 十二 登録の場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第四条に規定する登録年月日及び登録番号
- 十三 変更登録の場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項
- 十四 変更登録の場合にあつては、変更した事項(当該事項に係る新旧の対照を明示すること。)

- 2 法第三十九条の七第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに電話番号(申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名、住所及び電話番号を併記するものとする。)並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地
 - 二 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
 - 三 登録事項の変更の場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項
 - 四 犬が死亡した場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第八条第一項第二号及び第三号に規定する事項
 - 五 登録事項の変更の場合にあつては、変更した事項(当該事項に係る新旧の対照を明示すること。)

第二十一条の十 (死亡等の届出)

法第三十九条の八の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 犬又は猫が死亡したとき。
- 二 第二十一条の六の犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したとき。
- 2 法第三十九条の八の規定による届出は、様式二十八による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。
- 3 法第三十七条の三第一項に規定する動物愛護管理担当職員は、登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合であつて、当該犬又は猫の死亡等を確認したときは、法第三十九条の八第一項の規定による死亡等の届出を行うことができる。
- 4 法第三十九条の八の規定による届出は、法第三十九条の五第八項の規定による届出とみなす。

(情報の提供)

第二十一条の十一 環境大臣(指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関。以下この条において同じ。)は、都道府県知事に対し、法第二十三条第一項、法第二十四条第一項及び法第二十四条の二第一項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

2 環境大臣は、都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。)に対し、法第三十五条第四項及び同条第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

3 環境大臣は、獣医療法第三条に規定する診療施設の開設の届出をした獣医師、当該届出があつた診療施設で診療の業務を行う獣医師及び同法第五条第二項に規定する診療施設を管理する者に対し、法第三十六条第一項に規定する所有者に対する通報に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

4 環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病予防法第十九条に基づき厚生労働大臣の指示に必要な範囲内において、犬の登録に係る情報の提供を行うものとする。

(犬猫等販売業者以外の者によるみなし登録)
第二十一条の十二 マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、法第三十九条の五第一項の登録を受けていないものを取得した犬猫等販売業者以外の者は、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができる。この場合において、当該登録は、法第三十九条の五第一項の登録とみなす。

(申請書及び届出書の提出部数)
第二十二条 法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通(第二十一条の七第一項、第五項及び第八項、第二十一条の八並びに第二十一条の十第二項の申請又は届出にあつては、正本のみ)を添えてしなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、改正法の施行の日(平成十八年六月一日)から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第三百九十号)附則第二条の規定による許可の申請及び許可については、この省令による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第十五条及び第十七条の規定の例による。

(法の経過措置が適用されない場合)

第三条 改正法附則第五条第二項の環境省令で定める場合は、改正法による改正後の法第二十六条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更する場合とする。

(動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準の廃止)

第四条 動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準(平成十二年総理府令第七十三号)は、廃止する。

附 則 (平成一九年四月二〇日環境省令第一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二十四年一月二〇日環境省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十四年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第三条 販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後八時から午後十時までの間に、成猫（生後一年以上の猫のことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成二十八年五月三十一日までの間は、当該成猫については、この省令による改正後の第三条第二項第九号及び第八条第四号の規定は、適用しない。

附則（平成二十四年五月二二日環境省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月二六日環境省令第八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に法第十条の登録を受けている者のうち同条第三項の犬猫等販売業を営んでいる者にあつては、第十条の三第二項の期間は、平成二十五年度においては、平成二十五年九月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間とする。

第三条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）様式第九により掲示されている標識及び同規則様式第十により掲示されている識別章は、法第十八条の規定により掲げられた標識とみなす。

第四条 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）附則第三條第二項の届出は、附則様式による届出書を提出して行うものとする。

第五条

附則様式

（附則第4条関係）

附則様式（附則第4条関係）（平25環省令19・一部改正）

年 月 日

都道府県知事
市長 殿

届出者 氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住 所 〒

電話番号

犬猫等販売業営業届

犬猫等販売業を営んでいるので、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	登録年月日	年 月 日
4	登録番号	
5	犬又は猫の繁殖を行うかどうか	<input type="checkbox"/> 繁殖を行う <input type="checkbox"/> 繁殖を行わない
6	犬猫等健康安全計画	(1)幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備
		(2)販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い
		(3)幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法
7	備考	

備考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則 (平成二五年八月二八日環境省令第一九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二五年九月一日)から施行する。ただし、第二条はこの省令の公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二五年政令第二百三十二号)附則第一条第一項の届出は、附則様式による届出書を提出して行うものとする。

附則様式

(附則第2条関係)

附則様式（附則第 2 条関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住 所 〒

電話番号

犬猫等販売業営業届

犬猫等販売業を営んでいるので、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	登録年月日	年 月 日
4	登録番号	
5	犬又は猫の繁殖を行うかどうか	<input type="checkbox"/> 繁殖を行う <input type="checkbox"/> 繁殖を行わない
6	(1) 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	
	(2) 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	
	(3) 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	
7	備考	

備考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

附則（平成二六年五月三〇日環境省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年二月二〇日環境省令第三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第四十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二七年五月二十九日）から施行する。

附則（平成二七年五月二八日環境省令第二三三号）

この省令は、少年院法（平成二六年法律第五十八号）の施行の日（平成二七年六月一日）から施行する。

附則（平成二八年五月一七日環境省令第一〇号）

この省令は、平成二八年六月一日から施行する。

附則（平成二八年八月四日環境省令第二〇号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二八年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式第一別記により使用されている書類等は、この省令による改正後の様式第一別記によるものとみなす。

附則（平成二九年一〇月三一日環境省令第二五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和元年一〇月三一日環境省令第一一〇号）

この省令は、令和元年十二月十四日から施行する。

附則（令和二年二月二八日環境省令第六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。ただし、第十三条、第十三条の二、第十五条及び第十七条の改正規定並びに様式第十四、様式第十八、様式第十九及び様式第二十一の改正規定は、同年三月二日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けている者における法第二十二条第一項の動物取扱責任者の選任の要件については、この省令による改正後の第九条第一号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までは、なお従前の例による。

第三条 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の法第二十八条第一項の変更の許可の申請は、なお従前の様式によるものとする。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年四月一日環境省令第八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条一号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前に動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の登録（法第十三条第一項の登録の更新を含む。）の申請をした者の当該登録に係る基準については、なお従前の例による。

第三条 有効期間の満了の日の翌日がこの省令の施行日から令和四年六月一日の前日までの間に法第十三条第一項の登録の更新の申請をした者の当該登録の更新に係る基準については、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年四月三〇日環境省令第一二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条一号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和四年四月五日環境省令第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

様式第1 (第2条第1項関係) (平25環省令8 (平25環省令19) ・全改、平28環省令10・令元
環省令11・令2 環省令6・令2 環省令9・令3 環省令8・一部改正)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

第一種動物取扱業登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の申請をします。

記

1 事業所の名称		
2 事業所の所在地		電話番号
3 動物取扱責任者	(1)氏名	
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 獣医師 <input type="checkbox"/> 愛玩動物看護師 <input type="checkbox"/> 実務経験 (年、経験場所:) <input type="checkbox"/> 飼養経験 (年、経験場所:) <input type="checkbox"/> 教 育 (教育機関等:) <input type="checkbox"/> 資 格 (団体等:)
4 第一種動物取扱業の種別		<input type="checkbox"/> 販売 / <input type="checkbox"/> 保管 / <input type="checkbox"/> 貸出し / <input type="checkbox"/> 訓練 / <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他 () (飼養施設の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
5 業務の内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容	
	(2)実施の方法	別記のとおり (販売及び貸出しの場合に限る。)
6 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類	
	(2)鳥 類	
	(3)爬虫類	

7 飼養施設 (施設を有する場合)	(1)所在地			
	(2)構造及び規模	①建築構造	<input type="checkbox"/> 木造/ <input type="checkbox"/> 木造モルタル造/ <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造/ <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造/ <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()	
		②延床面積	m ²	
		③敷地面積	m ²	
		④材質	床面	
			壁面	
⑤設備の種類	<input type="checkbox"/> ケージ等()個 <input type="checkbox"/> 照明設備/ <input type="checkbox"/> 給水設備/ <input type="checkbox"/> 排水設備/ <input type="checkbox"/> 洗浄設備/ <input type="checkbox"/> 消毒設備/ <input type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備/ <input type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所/ <input type="checkbox"/> 餌の保管設備/ <input type="checkbox"/> 清掃設備/ <input type="checkbox"/> 空調設備/ <input type="checkbox"/> 遮光等の設備/ <input type="checkbox"/> 訓練場			
(3)管理の方法				
8	営業の開始年月日		年 月 日	
9 権原の有無	①事業所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②飼養施設	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
10	事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員(事業所の外で業務を行う場合)	(1)氏名		
		(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験(年、経験場所:) <input type="checkbox"/> 教 育(教育機関等:) <input type="checkbox"/> 資 格(団体等:)	
11	事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1)氏名		
		(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験(年、経験場所:) <input type="checkbox"/> 教 育(教育機関等:) <input type="checkbox"/> 資 格(団体等:)	
12	事業所に配置される職員の最低数			
13	営業時間等		時から 時までの間(うち特定成猫の展示時間: ~ :)	

14 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	別記2のとおり（犬猫等販売業者に限る。）
15 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） <input type="checkbox"/> その他（ ）
16 備考	

備考

- 1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。また、飼養経験にチェックを入れた場合は、それを示す具体的な書類を添付すること。
- 2 「5(1)業務の具体的な内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。
- 3 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 4 「7(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 5 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 6 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 7 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11

事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。

- 8 「12 事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を最低数に合計して記載すること。
- 9 「13 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。
- 10 「15 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。
- 11 「16 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
 - (1) 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号の2、第6号又は第7号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
 - (3) 申請の際、事業所又は飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日
 - (4) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 12 この様式による登録の申請は、第一種動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- 13 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第1別記 (平26環省令6・全改、平28環省令20・令2環省令6・令2環省令9・令3環省令11
・一部改正)

年 月 日

第一種動物取扱業の実施の方法

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電 話 番 号

第一種動物取扱業の種別

販売業

貸出業

項 目	実 施 方 法
1 販売に供する動物の生育段階	<input type="checkbox"/> 哺乳類に属する動物について、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売(ただし、犬又は猫については、出生後56日(動物の愛護及び管理に関する法律附則第2項を適用する場合は49日)を経過した犬又は猫を販売) <input type="checkbox"/> その他()
2 販売又は貸出しをしようとする動物の状態	<input type="checkbox"/> 飼育環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出し <input type="checkbox"/> その他()
3 販売又は貸出しをしようとする動物の健康状態の確認の方法	<input type="checkbox"/> 2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出し <input type="checkbox"/> その他()
4 販売をしようとする動物の現在の状況を見せること並びに対面による当該動物の適正な飼養又は保管に必要な情報の提供及び顧客による確認方法	<input type="checkbox"/> 販売の契約に当たって、あらかじめ、当該販売に係る動物の現在の状況を直接見せるとともに、裏面①に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を、顧客に対して対面により書面又は電磁的記録を用いて説明するとともに、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を実施(第一種動物取扱業者を相手方とする販売の場合は、一部の情報について必要に応じて説明) <input type="checkbox"/> その他()
5 動物の治療、ワクチン接種等に係る証明書の交付の方法	<input type="checkbox"/> 販売の契約に当たって、飼養・保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付 <input type="checkbox"/> 販売の契約に当たって、動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に

	係る証明書がある場合に、これを顧客に交付 <input type="checkbox"/> その他（ ）
6 貸出しをしようとする動物の特性及び状態に関する情報の提供の方法	<input type="checkbox"/> 貸出しの契約に当たって、あらかじめ、裏面②に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を提供 <input type="checkbox"/> その他（ ）
7 4の販売に係る契約時の情報提供及び顧客による確認並びに6の貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況に係る記録台帳の保管の方法	<input type="checkbox"/> 5年間保管 <input type="checkbox"/> 帳簿に記載 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

備考

- 1 「その他」の場合は、内容を詳細に記入すること。
- 2 この書類の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - ① イ 品種等の名称
 - ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
 - ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
 - ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - ホ 適切な給餌及び給水の方法
 - ヘ 適切な運動及び休養の方法
 - ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
 - リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
 - ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 - ル 性別の判定結果
 - ヲ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
 - ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
 - カ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏

- 名又は名称及び所在地)
- ヨ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
 - タ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
 - レ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
 - ソ イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
- ②
- イ 品種等の名称
 - ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - ハ 適切な給餌及び給水の方法
 - ニ 適切な運動及び休養の方法
 - ホ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - ヘ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 - ト 性別の判定結果
 - チ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
 - リ 当該動物のワクチンの接種状況
 - ヌ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

様式第1別記2 (平25環省令8・追加、令2環省令9・一部改正)

年 月 日

犬猫等健康安全計画

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電 話 番 号

犬猫等の繁殖を行うかどうか 繁殖を行う 繁殖を行わない

項 目	計 画 の 内 容
1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	
2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	
3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	

備 考 この書類の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第2 (第2条第5項及び第4条第4項関係) (平25環省令8・令2環省令9・一部改正)

第 号	
第一種動物取扱業登録証	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
住 所	
動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に基づき、上記の者を第一種動物取扱業者として登録する。	
都道府県知事 市 長 印	
登録の年月日	年 月 日
登録の更新の年月日	年 月 日
有効期間の末日	年 月 日
1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 登録に係る第一種動物取扱業の種別	
4 動物取扱責任者の氏名	
5 備	考

備 考 この登録証の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第3 (第2条第7項関係) (平24環省令1・全改、平25環省令8・令2環省令9・一部改正)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

第一種動物取扱業登録証再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業登録証の再交付を申請します。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	電話番号
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 第一種動物取扱業の種別	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他 ()
6 再交付を申請する理由	<input type="checkbox"/> 登録証の亡失 <input type="checkbox"/> 登録証の滅失 <input type="checkbox"/> 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の届出による記載事項の変更 (届出日 年 月 日)
7 備考	

備考

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の変更の届出による記載事項

の変更該当する場合は、「6 再交付を申請する理由」欄に当該届出日を記入すること。

2 この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

3 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第4 (第4条第1項関係) (平25環省令8 (平25環省令19) ・全改、平28環省令10・令元
環省令11・令2 環省令6・令2 環省令9・令3 環省令8・一部改正)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

第一種動物取扱業登録更新申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の更新の申請をします。

記

1 事業所の名称		
2 事業所の所在地		電話番号
3 動物取扱責任者	(1)氏名	
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 獣医師 <input type="checkbox"/> 愛玩動物看護師 <input type="checkbox"/> 実務経験 (年、経験場所:) <input type="checkbox"/> 飼養経験 (年、経験場所:) <input type="checkbox"/> 教 育 (教育機関等:) <input type="checkbox"/> 資 格 (団体等:)
4 第一種動物取扱業の種別		<input type="checkbox"/> 販売 / <input type="checkbox"/> 保管 / <input type="checkbox"/> 貸出し / <input type="checkbox"/> 訓練 / <input type="checkbox"/> 展示 / その他 () (飼養施設の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
5 業務の内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容	
	(2)実施の方法	様式第1別記のとおり (販売及び貸出しの場合に限る。)

6	主として 取り扱う動物の 種類及び数	(1)哺乳類			
		(2)鳥類			
		(3)爬虫類			
7	飼養施設 (施設を有する場合)	(1)所在地			
		(2)構造及び規模	①建築構造	<input type="checkbox"/> 木造/ <input type="checkbox"/> 木造モルタル造/ <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造/ <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造/ <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()	
			②延床面積	m ²	
			③敷地面積	m ²	
			④材質	床面	
				壁面	
		⑤設備の種類	<input type="checkbox"/> ケージ等()個 <input type="checkbox"/> 照明設備/ <input type="checkbox"/> 給水設備/ <input type="checkbox"/> 排水設備/ <input type="checkbox"/> 洗浄設備/ <input type="checkbox"/> 消毒設備/ <input type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備/ <input type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所/ <input type="checkbox"/> 餌の保管設備/ <input type="checkbox"/> 清掃設備/ <input type="checkbox"/> 空調設備/ <input type="checkbox"/> 遮光等の設備/ <input type="checkbox"/> 訓練場		
(3)管理の方法					
8	営業の開始年月日	年 月 日 (これまでの営業年数: 年)			
9	権原の有無	①事業所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		②飼養施設	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
10	事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員(事業所の外で業務を行う場合)	(1)氏名			
		(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験(年、経験場所:) <input type="checkbox"/> 教育(教育機関等:) <input type="checkbox"/> 資格(団体等:)		
11	事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1)氏名			
		(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験(年、経験場所:) <input type="checkbox"/> 教育(教育機関等:) <input type="checkbox"/> 資格(団体等:)		

12 事業所に配置される 職員の最低数	
13 営業時間等	時から 時までの間（うち特定成猫の展示時間 ： ～ ： ）
14 犬猫等の繁殖を行う かどうかの別及び犬猫 等健康安全計画	様式第1別記2のとおり（犬猫等販売業者に 限る。）
15 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） <input type="checkbox"/> その他（ ）
16 登録番号及び登録年月日	年 月 日
17 備考	

備考

- 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。また、飼養経験にチェックを入れた場合は、それを示す具体的な書類を添付すること。
- 「5(1)業務の具体的な内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について様式第1別記により明らかにした書類を添付すること。
- 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 「7(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等の該

- 当欄にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 5 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
 - 6 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
 - 7 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
 - 8 「12 事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を最低数に合計して記載すること。
 - 9 「13 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。
 - 10 「15 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項及び第2項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。
 - 11 「17 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
 - (1) 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号の2、第6号又は第7号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
 - (3) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
 - 12 この様式による登録の申請は、第一種動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別業で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとす

る。

- 13 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第5 (第5条第1項関係) (平24環省令1・全改、平25環省令8・令2環省令9・一部改正)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

業務内容・実施方法変更届出書

第一種動物取扱業の業務の内容及び実施の方法（繁殖を行うかどうかの別を含む。）を変更するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	登録年月日	年 月 日
4	登録番号	
5	第一種動物取扱業の種別	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他（ ）
6	変更内容	(1)変更前
		(2)変更後
7	変更予定年月日	年 月 日
8	変更理由	
9	備考	

備考

- 1 業務の実施方法を変更する場合は、様式第1別記により業務の実施の方法（繁殖を行うかどうかの別を含む。）を明らかにした書類を添付すること。
- 2 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 3 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6 (第5条第1項関係) (令2環省令6・令2環省令9・令3環省令8・一部改正)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

飼 養 施 設 設 置 届 出 書

飼養施設を設置するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称			
2	事業所の所在地			
3	登録年月日	年 月 日		
4	登録番号			
5	(1)所在地			
	飼養施設 (2)構造及び規模	①建築構造	<input type="checkbox"/> 木造/ <input type="checkbox"/> 木造モルタル造/ <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造/ <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造/ <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()	
		②延床面積	m ²	
		③敷地面積	m ²	
		④材質	床 面	
			壁 面	
⑤設備の種類	<input type="checkbox"/> ケージ等()個 <input type="checkbox"/> 照明設備/ <input type="checkbox"/> 給水設備/ <input type="checkbox"/> 排水設備/ <input type="checkbox"/> 洗浄設備/ <input type="checkbox"/> 消毒設備/ <input type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備/ <input type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所/ <input type="checkbox"/> 餌の保管設備/ <input type="checkbox"/> 清掃設備/ <input type="checkbox"/> 空調設備/ <input type="checkbox"/> 遮光等の設備/ <input type="checkbox"/> 訓練場			
(3)管理の方法				
6	権原の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
7	飼養保管開始年月日	年 月 日		

8 添付書類等	<input type="checkbox"/> 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> その他（ ）
9 備考	

備考

- 1 「5(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 2 「6 権原の有無」欄には、所有権、賃借権等事業の実施に必要な設置しようとする飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。
- 3 「8 添付書類等」欄は、添付する書類にチェックをすること。
- 4 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 5 この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第6の2（第5条第1項関係）（平25環省令8・追加、令2環省令9・一部改正）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

犬猫等販売業開始届出書

犬猫等販売業を開始するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	登録年月日	年 月 日
4	登録番号	
5	犬猫等の繁殖を行うかどうか	<input type="checkbox"/> 繁殖を行う <input type="checkbox"/> 繁殖を行わない
6	(1)幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	
	(2)販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	
	(3)幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	
7	営業開始予定年月日	年 月 日
8	備考	

備考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7 (第5条第3項関係)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

第一種動物取扱業変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名
事業所の名称・所在地
動物取扱責任者の氏名
主として取り扱う動物の種類及び数
飼養施設の所在地・構造及び規模
役員の氏名・住所
事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員
事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員
事業所に配置される職員の最低数
営業時間等
犬猫等健康安全計画

を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 登 録 年 月 日	年 月 日
2 登 録 番 号	
3 第一種動物取扱業の種類	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他 ()
4 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
5 変 更 年 月 日	年 月 日
6 変 更 理 由	
7 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書/ <input type="checkbox"/> 役員が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図/ <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。)/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()
8 備 考	

備 考

- 「7 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第7の2（第5条第7項関係）（平25環省令8・追加、令2環省令9・一部改正）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長届出者 氏 名
住 所 〒
電話番号

犬猫等販売業廃止届出書

犬猫等販売業を廃止したので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 第一種動物取扱業者の氏名又は名称	
6 廃止した年月日	年 月 日
7 備考	

備考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 第一種動物取扱業を廃止した場合には、廃業等届出書を提出すること。

様式第8 (第6条関係) (平25環省令8・令2環省令9・一部改正)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長届出者 氏 名
住 所 〒
電話番号

廃業等届出書

(第一種動物取扱業者が死亡
 法人が合併により消滅
 法人が破産手続開始の決定により解散
 法人が上記以外の理由により解散
 第一種動物取扱業を廃止
)

したので、動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 第一種動物取扱業者の氏名又は名称	
6 廃業等年月日	年 月 日
7 備考	

備考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 有効期間内にある登録に係る登録証を有している場合は、当該登録証を添付すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9 (第7条関係) (平25環省令8・令2環省令9・一部改正)

第一種動物取扱業者標識	
① 氏名又は名称	
② 事業所の名称	
③ 事業所の所在地	
④ 第一種動物取扱業の種別	
⑤ 登録番号	
⑥ 登録年月日	年 月 日
⑦ 有効期間の末日	年 月 日
⑧ 動物取扱責任者	

備考 この標識の大きさは、日本産業規格A4以上とすること。

様式第10（第7条ただし書関係）（平25環省令8・令2環省令9・一部改正）

第一種動物取扱業者識別章	
氏名又は名称	
事業所の名称	
事業所の所在地	
第一種動物取扱業の種別	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
有効期間の末日	年 月 日

備考 この識別章の大きさは、日本産業規格A7以上とすること。

様式第11の2(第10条の3第1項関係) (平25環省令8・追加、令2環省令6・令2環省令9・一部改正)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

動物販売業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称							
2 事業所の所在地							
3 登録年月日	年 月 日						
4 登録番号							
5 年度当初に所有していた動物の合計数	犬：頭、猫：頭、その他哺乳類：頭、鳥類：頭						
6 年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
爬虫類							

7 年度中に販売若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月			
	犬									
	猫									
	その他哺乳類									
	鳥類									
	爬虫類									
		10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	犬									
	猫									
	その他哺乳類									
	鳥類									
	爬虫類									
8 年度中に死亡の事実が生じた動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月			
	犬									
	猫									
	その他哺乳類									
	鳥類									
	爬虫類									
		10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	犬									
	猫									
	その他哺乳類									
	鳥類									
	爬虫類									
9 年度末に所有していた動物の合計数	犬：	頭、	猫：	頭、	その他哺乳類：	頭、	鳥類：	羽、	爬虫類：	頭

10 犬猫以外の動物に含まれる品種等	
11 備 考	

備 考

- 1 年度途中で登録を受けた場合には、5については登録を受けた時点の頭数を、6から8までについては、登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記載すること。
- 2 令和2年6月1日現在で、既に第一種動物取扱業の登録を受けている者は、令和2年度に係る報告については、5については令和2年6月1日時点の頭数、6から8までについては令和2年6月以降の月ごとの合計数を記載すること。
- 3 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「11 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 4 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11の3(第10条の4関係) (平25環省令8・追加、令2環省令6・一部改正)

年 月 日

(犬猫等販売業者名) 殿

都道府県知事・市長名

検案書等提出命令

動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6に基づき、以下の書類の提出を命じます。

提出書類：指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬及び猫の検案書又は死亡診断書(ただし、指定期間内に所有する犬又は猫に死亡の事実が発生した場合に限り、獣医師による診療中に死亡した犬及び猫を除く。)

指定期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

提出期日： 年 月 日

提出場所：

様式第11の4 (第10条の6第1項関係) (平25環省令8 (平25環省令19)・追加、令2環省令6・令2環省令9・令3環省令8・一部改正)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

第二種動物取扱業届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の2の規定に基づき、下記のとおり第二種動物取扱業を届け出ます。

記

1 飼養施設の所在地		電話番号	
2 第二種動物取扱業の種別		<input type="checkbox"/> 譲渡し/ <input type="checkbox"/> 保管/ <input type="checkbox"/> 貸出し/ <input type="checkbox"/> 訓練/ <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他 ()	
3 業務の内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容		
	(2)実施の方法	別記のとおり (譲渡し及び貸出しの場合に限る。)	
4 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類		
	(2)鳥類		
	(3)爬虫類		
5 飼養施設	(1)構造及び規模	①建築構造	<input type="checkbox"/> 木造/ <input type="checkbox"/> 木造モルタル造/ <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造/ <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造/ <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ()
		②延床面積	m ²
		③敷地面積	m ²
		④材質	床 面 壁 面
		⑤設備の種類	<input type="checkbox"/> ケージ等 (個) <input type="checkbox"/> 給水設備/ <input type="checkbox"/> 消毒設備/ <input type="checkbox"/> 餌の保管設備/ <input type="checkbox"/> 清掃設備/ <input type="checkbox"/> 遮光等の設備/ <input type="checkbox"/> 訓練場/ <input type="checkbox"/> 排水設備/ <input type="checkbox"/> 洗浄設備/ <input type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備/ <input type="checkbox"/> 空調設備

	(2)管理の方法	
6	事業所に配置される職員の最低数	
7	事業の開始年月日	年 月 日 (これまでの事業年数： 年)
8	飼養施設の権原の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
9	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書/ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図/ <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。)/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図/ <input type="checkbox"/> その他()
10	備考	

備考

- 「3(1)業務の具体的内容」欄には、届出に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、譲渡業又は貸出業を行おうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。
- 「4 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類(種名)をすべて記入すること。また、動物の種類ごとに最大飼養保管数を記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 「5(1)⑥設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条の6第2項第2号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 「5(2)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 「6 事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値(整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。)を最低数に合計して記載すること。
- 「8 飼養施設の権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。
- 「9 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。
- 「10 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

- (1) 届出に係る事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 届出の際、飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日
 - (3) この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 9 この届出書は、その写しも含めて2部提出すること。
 - 10 この様式による届出は、第二種動物取扱業の種別ごと、飼養施設ごとに行うこと。ただし、同一の飼養施設において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る届出を同時にする場合は、届出書は業種ごとに別業で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
 - 11 この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
-

様式第11の4別記 (平25環省令8・追加、令2環省令9・一部改正)

年 月 日

第二種動物取扱業の実施の方法

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電 話 番 号

第二種動物取扱業の種別 譲渡業 貸出業

項 目	実 施 方 法
1 譲渡しようとする動物の特性及び状態に関する情報の提供の方法	<input type="checkbox"/> 譲渡しに当たって、あらかじめ、譲渡しようとする動物の品種等の名称、飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模、適切な給餌及び給水の方法、適切な運動及び休養の方法及び遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容を譲渡先に対して説明 <input type="checkbox"/> その他 ()
2 動物の治療、ワクチン接種等に係る証明書の交付の方法	<input type="checkbox"/> 譲渡しに当たって、飼養・保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付 <input type="checkbox"/> 譲渡しに当たって、当該動物を譲渡した者から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これを顧客に交付 <input type="checkbox"/> その他 ()
3 貸出しをしようとする動物の特性及び状態に関する情報の提供の方法	<input type="checkbox"/> 貸出しに当たって、あらかじめ、貸出しをしようとする動物の品種等の名称、飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模、適切な給餌及び給水の方法、適切な運動及び休養の方法及び遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容に関する情報を提供 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

備 考

- 1 「その他」の場合は、内容を詳細に記入すること。
- 2 譲渡業の場合は1及び2を、貸出業の場合は3を記入すること。
- 3 この書類の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11の5(第10条の7第1項関係) (平25環省令8・追加、令2環省令9・令3環省令8・一部改正)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

第二種動物取扱業変更届出書

(第二種動物取扱業の種別
事業の内容及び実施の方法
主として取り扱う動物の種類及び数
飼養施設の構造及び規模
飼養施設の管理の方法) を変更するので、動物の愛護及び管理に

関する法律第24条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 第二種動物取扱業の届出をした年月日	年 月 日
2 第二種動物取扱業の種別	<input type="checkbox"/> 譲渡し <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他 ()
3 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
4 変更予定年月日	年 月 日
5 変更理由	
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図/ <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限り。)/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()
7 備考	

備考

- 「6 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第11の6(第10条の7第3項関係) (平25環省令8・追加、令2環省令9・一部改正)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

第二種動物取扱業変更届出書

(氏名・名称・住所・代表者氏名)
(飼養施設の所在地) を変更したので、動物の愛護及び管理に關す

る法律第24条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 第二種動物取扱業の届出をした年月日	年 月 日
2 第二種動物取扱業の種類	<input type="checkbox"/> 譲渡し <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他 ()
3 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
4 変更年月日	年 月 日
5 変更理由	
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書/ <input type="checkbox"/> その他 ()
7 備考	

備考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第11の7(第10条の7第3項関係) (平25環省令8・追加、令2環省令9・一部改正)

年 月 日

都道府県知事 殿
市届出者 氏 名
住 所 〒
電話番号

飼 養 施 設 廃 止 届 出 書

飼養施設を廃止したので、動物の愛護及び管理に関する法律第24条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 飼養施設の所在地	
2 第二種動物取扱業の届出をした年月日	年 月 日
3 第二種動物取扱業者の氏名又は名称	
4 廃止年月日	年 月 日
5 備 考	

備 考

- 1 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「5 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 2 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11の8(第10条の8関係) (平25環省令8・追加、令2環省令6・令2環省令9・一部
改正)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
住 所 〒
電話番号

廃業等届出書

(第二種動物取扱業者が死亡
法人が合併により消滅
法人が破産手続開始の決定により解散
法人が上記以外の理由により解散) したので、動物の愛護及び管理に関する法律第24条の4第1項において準用する同法第16条第1項の規定に基づき、下記のとおりに届け出ます。

る法律第24条の4第1項において準用する同法第16条第1項の規定に基づき、下記のとおりに届け出ます。

記

1 飼養施設の所在地	
2 第二種動物取扱業の届出をした年月日	年 月 日
3 第二種動物取扱業者の氏名又は名称	
4 廃業等年月日	年 月 日
5 備考	

備考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「5 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(表 面)

第 号

年 月 日 発行

身 分 証 明 書

写 真

所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日

都 道 府 県 知 事 (市 長) 印

備 考 この用紙は、日本産業規格 A 6 とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

この証明書を携帯する者は、
 法律第二十四条第一項（第二十四条の四第一項において読み替
 えて適用する場合を含む。）及び第二十四条の二第三項に規定
 する立入検査を行う職員である。

様式第十二（第十一関係）（令三環発令六・令改 令三環発令八・一部改正）

(裏面)

<p>動物の愛護及び管理に関する法律抜すい</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 1 前項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第二十四条の二 (略)</p> <p>3 2 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三条第二項若しくは第十六条第二項の規定により登録がその効力を失い、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立ち入り検査について準用する。</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む)、第二十四條の二第三項若しくは第三十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者</p> <p>四 (省略)</p>	
--	--

様式第十二の二(第十二条の三関係) (令三環令六・温規 令三環令八・一部改正)

(表 面)	
<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center;">写真</div> <p style="text-align: center;">所属 氏名 生年月日</p> <p style="text-align: center;">年月日発行</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事(市長) 印</p>	<p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第二十五条第五項に規定する立入検査を行う職員である。</p>

備考 この用紙は、日本産業規格 A 6 とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

<p>動物の愛護及び管理に関する法律抜粋</p> <p>第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除き、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除き、当該事態を改善するべきことを勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしていゝる者の動物の飼養若しくは保管に関する事項を調査させることができる。</p> <p>6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>7 都道府県知事は、市町村(特別区を含む)の長(指定都市の長を除く)に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。</p> <p>第四十七条の二 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(裏面)</p>
--	-------------

様式第13 (第13条第1号関係) (平25環省令19・令2環省令6・令2環省令9・一部改正)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長通知者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

特定動物管轄区域外飼養・保管通知書

貴管轄区域内において一時的に特定動物の飼養又は保管をするので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第13条第11号の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 許可内容	(1)許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
	(2)許可を受けた特定動物の種類	
	(3)許可を受けた都道府県市	
	(4)許可番号	
2 理由	<input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 業としての展示 <input type="checkbox"/> その他 ()	
3 飼養又は保管の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
4 飼養又は保管の場所		
5 管理責任者	(1)氏名	
	(2)住所	(3)電話番号
6 逸走防止措置		
7 備考		

備考

- この通知は、飼養又は保管に係る場所を管轄する都道府県知事（政令市にあってはその長。以下同じ。）に、飼養又は保管を開始する3日前（土曜、日曜、祝日及び年末年始の日数は算入しない。）までに行うこと。
- 「4 飼養又は保管の場所」欄には、飼養又は保管の許可を受けた都道府県知事の管轄する区域以外の飼養又は保管をする場所を記入すること。また、移動経路を示す地図等を添付すること。
- 「6 逸走防止措置」欄には、この通知に係る飼養又は保管における逸走防止のための措置の内容を具体的に記入すること。
- この通知に係る事務担当者が通知者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この通知書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第14 (第15条第1項関係) (平25環省令8・全改、令2環省令6・令2環省令9・一部改正)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

特定動物飼養・保管許可申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり許可の申請をします。

記

1 特定動物の種類及び数	(1)種類	
	(2)数	
	(3)実際に飼養又は保管をしようとする数	
2 飼養又は保管の目的	<input type="checkbox"/> 動物園等における展示 <input type="checkbox"/> 試験研究、生物学的製剤・食品・飲料の製造 <input type="checkbox"/> 生業の維持 <input type="checkbox"/> その他 ()	
3 特定飼養施設の所在地		
4 特定飼養施設の構造及び規模	(1)構造	<input type="checkbox"/> おり型施設等 <input type="checkbox"/> 擁壁式施設等 <input type="checkbox"/> 移動用施設 <input type="checkbox"/> 水槽型施設等 <input type="checkbox"/> その他 ()
	材 質	
	(2)規模	
5 飼養又は保管の方法	(1)特定飼養施設の点検方法	具体的な方法については、別に保守点検計画を添付すること。
	(2)飼養又は保管が困難となった場合の対処方法	
	(3)運搬時の逸走防止措置	

6 その他	(1)現在の飼養又は保管の状況	①飼養又は保管をしている数	②動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第20条第3号に規定する措置内容
	(2)管理責任者	①管理責任者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者以外 (申請者以外の場合は②～④を記入)
		②氏名	
		③住所	④電話番号
7 役員の氏名及び住所			
8 添付書類等	<input type="checkbox"/> 飼養又は保管の目的に関する説明資料/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の写真/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の付近の見取図/ <input type="checkbox"/> 申請者が動物の愛護及び管理に関する法律第27条第1項第3号イからハまでに該当しないことを説明する書類/ <input type="checkbox"/> 獣医師又は行政機関が発行したマイクロチップの識別番号に係る証明書/ <input type="checkbox"/> 脚環の識別番号に係る証明書/ <input type="checkbox"/> 脚環の装着状況を撮影した写真/ <input type="checkbox"/> 特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の保守点検に係る計画 <input type="checkbox"/> その他 ()		
9 飼養保管開始予定年月日	年 月 日		
10 現に受けている許可	(1)番号	(2)許可年月日	年 月 日
	(3)有効期間の末日	年 月 日	
11 備考			

備考

- 「1(2)数」欄には、飼養施設において飼養又は保管をする特定動物の最大数を記入すること。「1(3)実際に飼養又は保管をしようとする数」欄には、当面実際に飼養又は保管をしようとする特定動物の数を記入すること。
- 「6(1)現在の飼養又は保管の状況」欄は、申請に係る特定動物を申請時に現に飼養又は保管をしている場合に記入すること。この欄に記入できない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 「7 役員の氏名及び住所」欄には、申請者が法人の場合に記入すること。この欄に記入できない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 申請に係る特定動物に入れ墨等により識別措置を実施する場合は、「8 添付書類等」欄において「その他」にチェックし、括弧内に入れ墨等による識別措置を実施する旨を記入した上で、その実施方法について記入した書類を添付

すること。

- 5 「10 現に受けている許可」欄には、飼養又は保管の許可を受けて特定動物を飼養又は保管している場合であって、当該許可の有効期間内に同一特定飼養施設における同一特定動物に係る許可の申請をする場合に記入すること。
 - 6 この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「11 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
 - 7 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
-

様式第15（第15条第5項関係）（平25環省令19・令2環省令9・一部改正）

特定動物飼養・保管許可証				第	号
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)					
住所					
特定動物の飼養又は保管について、動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり許可する。					
都道府県知事 市 長					印
許可の年月日	年	月	日		
有効期間の末日	年	月	日		
1	特定動物の種類				
2	特定動物の数				
3	飼養又は保管の目的				
4	特定飼養施設の所在地				
5	管理責任者				
6	条 件				

備考 この許可証の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第16 (第15条第7項関係) (令2環省令9・一部改正)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

特定動物飼養・保管許可証再交付申請書

特定動物飼養・保管許可証の再交付を受けたいので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 許 可 年 月 日	
2 許 可 番 号	
3 特 定 動 物 の 種 類	
4 再交付を申請する理由	<input type="checkbox"/> 許可証の亡失 <input type="checkbox"/> 許可証の滅失 <input type="checkbox"/> 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第3項の届出による記載事項の変更 (届出日 年 月 日)
5 備 考	

備 考

- 「4 再交付を申請する理由」欄においては、該当する理由をチェックすること。
- この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「5 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第18 (第18条第1項関係) (平25環省令8・令2環省令6・令2環省令9・一部改正)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

特定動物飼養・保管変更許可申請書

(特定動物の数 飼養・保管の目的 特定飼養施設の所在地 特定飼養施設の構造及び規模 特定動物の飼養又は保管の方法 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置)) を変更したいので、動
--	--------------

物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり許可の申請をします。

記

1	許可年月日	年 月 日
2	許可番号	
3	特定動物の種類	
4	変更内容	(1)変更前
		(2)変更後
5	添付書類等	<input type="checkbox"/> 飼養・保管の目的に関する説明資料 / <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面 / <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の写真 / <input type="checkbox"/> 特定飼養施設付近の見取図 / <input type="checkbox"/> その他 ()
6	備考	

備考

- この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「6 備考」欄に事

務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

- 2 この申請書及び添付書類等の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第19（第19条第2項関係）（平25環省令8・令2環省令6・令2環省令9・一部改正）

年 月 日

都道府県知事
市長 殿届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

特定動物飼養・保管許可変更届出書

(氏名・名称・住所・代表者氏名 役員の氏名・住所 特定動物の管理責任者 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置))	を変更したので、動物

の愛護及び管理に関する法律第28条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	許可年月日	年 月 日
2	許可番号	
3	変更内容	(1)変更前
		(2)変更後
4	変更年月日	年 月 日
5	変更理由	
6	備考	

備考

- 「3 変更内容」欄に記入できない場合は、別紙に記載して添付すること。
- 役員の氏名・住所に変更があった場合は、変更後の役員が法第27条第1項第3号のイ又はロに該当しないことを説明する書類を添付すること。
- 特定動物の管理責任者を変更する場合は、「3(2)変更後」欄に管理責任者の氏名、住所及び電話番号を併せて記入すること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合には、「6 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第20(第20条第3号関係)(令2環省令9・一部改正)

年 月 日

都道府県知事
市長 殿届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所
電話番号

特定動物識別措置実施届出書

下記のとおり識別措置を実施しましたので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第20条第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 許可内容	(1)許可番号	
	(2)特定動物の種類	
	(3)飼養又は保管をする数	
2 飼養又は保管の開始等	(1)飼養又は保管を開始した日 (个体識別措置実施可能日)	年 月 日
	(2)飼養又は保管を開始した数	(3)従前より飼養又は保管をしている特定動物の数
3 識別措置の実施	(1)識別措置の対象	<input type="checkbox"/> 特定動物 <input type="checkbox"/> 特定飼養施設 <input type="checkbox"/> その他()
	(2)識別措置の種類	<input type="checkbox"/> マイクロチップ/ <input type="checkbox"/> 脚環/ <input type="checkbox"/> 入れ墨、翼帯等/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設への標識の掲出/ <input type="checkbox"/> その他()
	(3)特定動物に対して識別措置を実施しなかった理由及びその数	①理由 <input type="checkbox"/> 特定動物が告示で定める月齢・大きさ等に達していないため <input type="checkbox"/> マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しないため <input type="checkbox"/> 逸走等をした場合にあっては所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める場合であるため <input type="checkbox"/> 専ら食用としての飼養又は保管である等目的を達することに支障があると都道府県知事が認める場合であるため

			□その他（ ）
		②数	
	(4)飼養又は保管をする特定動物に係る情報 (必要に応じて別紙に記入すること。)	①性別	□雄 □雌 □不明 □その他
		②外見上の特徴	
		③識別番号	
4 添付書類等	<input type="checkbox"/> マイクロチップの埋込みに関する獣医師又は行政機関の発行した証明書 <input type="checkbox"/> マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しないことを証明する獣医師の診断書 <input type="checkbox"/> マイクロチップの埋込みに関する学校教育法に規定する教授等の書類 <input type="checkbox"/> 標識の掲出状況が分かるように撮影した写真		
5 備考			

備考

- 1 「3 (4)飼養又は保管をする特定動物に係る情報」欄には、飼養又は保管をする特定動物の識別情報（性別、外見上の特徴及びマイクロチップ又は脚環等の識別番号）を記入すること。特定動物の数が多い場合は別紙に記載し添付すること。
- 2 添付書類等
 - (1) マイクロチップによる識別措置が実施されている場合は、獣医師が発行したマイクロチップの埋込みをした事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書又は獣医師若しくは行政機関が発行したマイクロチップの識別番号に係る証明書を添付すること。
 - (2) 老齢若しくは疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物である場合は、その事実を証する獣医師の証明書を添付すること。
 - (3) 特定飼養施設に標識を掲出することにより識別措置を実施した場合は、当該施設における標識の掲出状況が分かるように撮影した写真を添付すること。
- 3 この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

(表 面)

<p>この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第三十二条第一項に規定する立入検査を行う職員である。</p>	<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 80px; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>写 真</p> </div> <p>年 月 日 発行</p> <p>都道府県知事（市長） 印</p>
---	---

備考 この用紙は、日本産葉規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

様式第二十一（第二十一条関係）（全二葉中六・全改）

(裏面)

<p>動物の保護及び管理に関する法律抜粋</p> <p>(特定動物の飼養又は保管の許可)</p> <p>第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに「特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十四条 (省略)</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>第二十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について適用する。</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>三 第二十四条第一項（第二十四条の四第一項において読み替えて適用する場合を含む）、第二十四条の二第三項若しくは第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>
--	---

様式第22 (第21条の5第2項関係)

年 月 日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の3第1項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

1	マイクロチップの識別番号	
2	犬又は猫の名	
3	犬又は猫の別	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
4	犬又は猫の品種	
5	犬又は猫の毛色	
6	犬又は猫の生年月日	年 月 日
7	犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄(オス) <input type="checkbox"/> 雌(メス)
8	2から7までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
9	マイクロチップの装着日	年 月 日
10	マイクロチップを装着した施設名及び所在地(診療施設にあっては獣医療法施行規則第1条第1項第3号に規定する開設の場所)	〒
11	マイクロチップを装着した施設の電話番号	

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

備 考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第23（第21条の7第1項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

申請者 氏 名
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 住 所 〒
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 電話番号

登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録を申請します。

記

1 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 登録を受けようとする者の個人又は法人の別	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人
3 登録を受けようとする者の電子メールアドレス	
4 犬又は猫の所在地	<input type="checkbox"/> 登録を受けようとする者と同じ 〒
5 犬又は猫の名	
6 犬又は猫の別	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
7 犬又は猫の品種	
8 犬又は猫の毛色	
9 犬又は猫の生年月日	年 月 日
10 犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄（オス） <input type="checkbox"/> 雌（メス）
11 4から10までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
12 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録年月日	年 月 日

13 狂犬病予防法施行規則第4条 第1項に基づく犬の登録番号	
14 申請書を提出する者（登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合）	1) 氏名（法人にあつては、名称及び担当者の氏名）
	2) 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	3) 電話番号
15 動物取扱業者の別（登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	<input type="checkbox"/> 第一種動物取扱業者 <input type="checkbox"/> 第二種動物取扱業者
16 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号（登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	<input type="checkbox"/> 販売：
	<input type="checkbox"/> 保管：
	<input type="checkbox"/> 貸出し：
	<input type="checkbox"/> 訓練：
	<input type="checkbox"/> 展示：
	<input type="checkbox"/> 競りあつせん業：
17 第二種動物取扱業者の業種（登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	<input type="checkbox"/> 譲渡し
	<input type="checkbox"/> 保管
	<input type="checkbox"/> 貸出し
	<input type="checkbox"/> 訓練
	<input type="checkbox"/> 展示
18 親の雌犬又は雌猫のマイクロチップの識別番号（登録を受けようとする者が犬猫等販売業者の場合）	マイクロチップの識別番号を記載できない場合の理由：
19 添付書類	<input type="checkbox"/> マイクロチップ装着証明書

備考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第24（第21条の7第3項関係）
第 号

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律
第39条の5第1項の登録
第39条の6第1項の変更登録
をする。よってこの証明書を交付する。

環境大臣（指定登録機関）

登録日： 年 月 日

1 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 暗証記号	
3 犬又は猫の別	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年 月 日
7 犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄（オス） <input type="checkbox"/> 雌（メス）

備 考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第25（第21条の7第5項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

申請者 氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
電話番号

再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第6項（同法第39条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録証明書の再交付を申請します。

記

1 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
----------------------------	--

備 考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第26（第21条の7第8項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

届出者 氏 名
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 住 所 〒
 電話番号

登録事項変更届出書

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 電話番号
 犬又は猫の所在地
 電子メールアドレス
 犬又は猫の名
 犬又は猫の毛色
 犬又は猫の名若しくは毛色のほか特徴となるべき事項

） を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第8項（同法第39条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2	狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録年度	年度
3	狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録番号	
4	変更内容	(1)変更前
		(2)変更後

備 考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第27（第21条の8関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

申請者 氏 名
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 住 所 〒
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 電話番号

変更登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の変更登録を申請します。

記

1 変更登録を受けようとする者の個人又は法人の別	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人
2 変更登録を受けようとする者の電子メールアドレス	
3 犬又は猫の所在地	<input type="checkbox"/> 登録を受けようとする者と同じ 〒
4 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
5 犬又は猫の名	
6 犬又は猫の毛色	
7 5及び6のほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
8 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録年度	年度
9 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録番号	
10 申請書を提出する者（変更登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合）	1) 氏名（法人にあつては、名称及び担当者の氏名）
	2) 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	3) 電話番号

11 動物取扱業者の別（変更登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	<input type="checkbox"/> 第一種動物取扱業者 <input type="checkbox"/> 第二種動物取扱業者
12 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号（変更登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	<input type="checkbox"/> 販売： <input type="checkbox"/> 保管： <input type="checkbox"/> 貸出し： <input type="checkbox"/> 訓練： <input type="checkbox"/> 展示： <input type="checkbox"/> 譲りあっせん業： <input type="checkbox"/> 譲受飼養業：
13 第二種動物取扱業者の業種（変更登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	<input type="checkbox"/> 譲渡し <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示

備 考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第28（第21条の10第2項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

届出者 氏 名
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 住 所 〒
 電話番号

死亡等の届出書

〔 犬又は猫が死亡した
 第21条の6の規定により、獣医師がマイクロチップを取り外した 〕ので、

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の8第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 届出事由の発生日	年 月 日
3 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録年度	年度
4 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録番号	

備 考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。